

所得税の還付申告は自分で書いてお早めに

- 1 源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、しかもそのほかの所得もあまり多くない人
- 2 給与所得や退職所得のある人で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる人
- 3 給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人
- 4 予定納税したが、確定申告の必要がなくなった人

確定申告をしなくてよい場合でも、次の人は還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

1 源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、しかもそのほかの所得もあまり多くない人

2 給与所得や退職所得のある人で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる人

3 給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人

4 予定納税したが、確定申告の必要がなくなった人

確定申告書は、申告の期間（2月16日（水）～3月15日（火））中に提出することになっていますが、還付申告ができる人はこの期間にかかわらず、源泉徴収された年または予定納税額を納付した翌年の1月以降ならいつでも提出することができます。

（ただし、源泉徴収票の原本が必要ですので、勤務先からの発行後となります。給与明細書等では書類不備として還付手続きが取れませんのでご注意ください。また、源泉徴収票を紛失した場合などは勤務先から再発行を受けてください）

確定申告の期間は、申告会場が大変混雑しますので、還付を受けるための申告書を提出する人は、ご自分で記入し、お早めに郵送などで提出してください。

（土・日曜日、祝日は閉庁日です。）

なお、今回から申告相談会場は、2月15日（火）までは相川税務署で行いますが、2月16日（水）から3月15日（火）の確定申告期間中は市役所佐和田支所2階が申告会場に変更となりますので、ご注意ください。また、還付金の支払いまでにはある程度の期間（1～2か月くらい）がかかります。また、申告書の還付先口座は、申告者本人の口座をお書きください。

申告書の作成は便利なホームページで

国税庁のホームページではパソコンで確定申告書を作成できる「所得税の確定申告書作成コーナー」を提供しています。

同コーナーでは、入力画面のガイダンスに従って必要項目を入力し、カラープリンタで印刷すると簡単に申告書が作成できます。

作成した申告書は、添付書類とともにそのまま郵送などで税務署に提出することができますので、是非ご利用ください。

国税庁ホームページのアドレス
<http://www.nta.go.jp>

■問い合わせ先
相川税務署
☎74-3276

高齢者の

障害者控除について

65歳以上の高齢者で寝たきりや痴呆などにより、介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者手帳などをお持ちでなくても所得税や市県民税の障害者控除が適用される場合があります。

そのためには、市が交付した「障害者控除対象者認定書」が必要となりますので、次のような状態にあると思われる方で認定書の交付を希望される方は、本庁・支所高齢福祉担当窓口において申請をしてください。審査のうえ該当者には認定書を交付します。

なお、申請の際には、印鑑と介護保険証を持参してください。よろしくお願いいたします。

■問い合わせ先

市役所社会福祉課
高齢福祉係
☎63-5113
または各支所高齢福祉担当窓口



おむつ代の医療費控除

寝たきりの人のおむつ代を医療費控除の対象として確定申告するためには、医師の「おむつ使用証明書」が必要です。

この控除を受けるのが2年目以降の人で介護保険の要介護認定を受けている人については、一定の要件を満たす場合、市で「おむつ使用証明書」に代わる証明書を交付いたします。

なお、初めておむつ代の医療費控除を受ける人や、2年目以降でも一定要件を満たさない人は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

■問い合わせ先

社会福祉課 介護保険係
または各支所介護保険担当係

「償却資産」

申告はお早めに

平成17年1月1日現在、法人や個人で償却資産（事業で使用する構築物、機械、工具器具、船舶、車両等）を所有している人は、1月31日（月）までに申告してください。申告書は本庁市民課資産税係のほか、最寄りの支所税務課または庶務課の資産税係でも受け付けています。

前年の資産内容に異動がない場合も申告が必要です。

詳しくは、お問い合わせください。

■問い合わせ先

市民課 資産税係
☎63-5112
各支所資産税係



平成16年度固定資産税の

第4期納期限について

固定資産税の第4期納期は、平成17年1月31日（月）までです。

これまでの納期限と異なる場合がありますので、お間違えのないよう納付をお願いします。

精神保健福祉ボランティア講座

精神保健福祉ボランティア講座を開催します。精神保健福祉分野のボランティア活動に関心をお持ちの方、参加してみませんか？

※3回とも出席できる方は、お申し込みください。

- 第1回 2月4日（金）
午後1時～4時30分
「精神の理解」
- 第2回 2月24日（木）
午前10時～午後4時30分
「精神障害者の社会参加」
- 第3回 2月28日（月）
午前10時～午後4時30分
「施設見学等」

■申込締切 1月26日（水）

■申し込み・問い合わせ先
佐渡地域振興局 健康福祉環境部
（佐渡保健所）☎74-3407
市役所社会福祉課
☎63-5113
各支所福祉保健課または市民課

「佐渡の森のめぐみフェスタ」

親子で学ぼう・遊ぼう!!

佐渡の木を使って、みんなでプラントーカーや本棚を作ったり、森

林の学習をしたりしませんか？楽しいクイズやゲームもあり！きのこの駒打ち体験もTRY!!

あたたかいきのこ料理を食べて森のことを語りましょう。

■日時 2月5日（土）

午前9時30分～午後3時
（受付 午前9時～）

■会場 トキのむら元気館

■内容 森林の学習会、木工教室（本棚、巣箱等4種類の予定）
竹馬づくり、きのこ料理、駒打ち、森林・木材ゲームなど

■対象

小学生以下の親子30組を中心に一般島民（先着順、責任者がいれば子どもだけの参加も可）

■参加費 木工作品1点につき500円

■その他

きのこ料理講習会の参加希望者はお知らせください。
昼食も販売します。
木工教室、竹馬づくりのサポートも募集中です。

■問い合わせ先

佐渡地域振興局林業振興課
担当：飯塚、遠山

☎74-3450
FAX 74-4403

司法書士による

相続登記の無料相談月間

新潟県司法書士会では、毎年2月の1か月間を「相続登記はお済みですか月間」と定め、相続登記についての県内一斉無料相談を実施します。

この機会にお近くの司法書士事務所にご相談ください。相続登記や諸手続きについて、無料で相談に応じます。

また、1年を通じて毎週水曜日の午後1時30分から4時まで、無料相談に応じますので、ご利用ください。（要予約）

司法書士無料相談

☎025-228-1589
なお、不明な点は新潟県司法書士会へお尋ねください。
新潟県司法書士会

〒951-8063
新潟市古町通13番町5160番地
☎025-228-1589

